

魚沼市ガス家庭用温水暖房契約選択約款

令和4年9月1日実施

新潟県魚沼市

魚沼市ガス家庭用温水暖房契約選択約款

1. 目的

この選択約款は、家庭用温水暖房機器の普及を通じ、市の供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

(1) 市は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス家庭用温水暖房契約選択約款によるものとし、(3)及び(4)の規定により、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

(2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。

(3) お客さまは、この選択約款の変更に伴い、市が行う供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。

① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合 書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他市が適当と判断した方法(以下「市が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約変更後の書面交付を行う場合 市が適当と判断した方法により行い、市の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。

(4) お客さまは、この選択約款の変更が、ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下「法」といいます。)及びこれに基づく命令(以下「法令」といいます。)の制定又は改廃に関する内容で、当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス選択供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款で使用する用語の定義は、次に定めるほか、魚沼市ガス一般小売供給約款(以下「小売供給約款」といいます。)の例によります。

(1) 「家庭用温水暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を循環させて暖房を行う機能を有する熱源機により、放熱機に温水を供給して暖房を行う機器をいいます。

(2) 「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいい、居間及びリビング並びにダイニングキッチン等をいいます。

(3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業所及び事務所等業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。

(4) 「併用住宅」とは、店舗、作業所及び事務所等業務に使用するために設備された部分と居住の目的に使用する部分とが統合している住宅をいいます。

(5) 「冬期」とは、12月から翌年4月までの期間をいい、「その他期」とは、5月から同年11月までの期間をいいます。

4. 適用条件

お客さまが次のすべての条件を満たした場合には、この選択約款の適用を申し込むことができま

す。

- (1) 専用住宅又は併用住宅で、居室を含む部分に家庭用温水暖房機器を使用することとします。
- (2) 一需要場所におけるガスメーターの能力(ガスメーターを2個以上設置している場合は、そのガスメーターの能力の合計)が16立方メートル毎時以下であることとします。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款の契約は、市が前条の条件に該当することを認め、お客さまの申込みを承諾した時に成立します。
- (2) 契約期間は、次のとおりといたします。
 - ア 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12月目の月の定例検針日までといたします。
 - イ 契約種別を変更した場合の、変更後の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12月目の月の定例検針日までといたします。
 - ウ 契約期間満了に先立って解約又は変更の申込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以後も同様といたします。
- (3) 市は、次のいずれかに該当する場合は、当該申し込みの全部又は一部を承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等による一時不使用による解約及び契約種別の変更の場合を除きます。
 - ア この選択約款の契約期間満了前に解約又は小売供給約款に変更をしたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約又は変更の日から1年に満たない場合。
 - イ お客さまが、この選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込まれた場合。
 - ウ お客さまが、小売供給約款又は他の選択約款の契約(既に解約しているものを含む)の料金を、小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、解約又は契約変更を行なった場合は、小売供給約款の例によります。

7. 料金

- (1) 市は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割増ししたもの(以下「遅収料金」といいます。)を料金としてお支払いいただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 早収料金は、料金算定期間の末日が冬期に属する場合は別表の料金表1を適用し、料金算定期間の末日がその他期に属する場合は別表の料金表2を適用いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 市は、毎月、次項により算定した平均原料価格が、次項に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第1の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合において、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定するものとし、調整単位料金の適用基準は別表第1の5のとおりといたします。
 - ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

= 基準単位料金 + 0.077 円 × 原料価格変動額 / 100 円 × (1 + 消費税率)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

= 基準単位料金 - 0.077 円 × 原料価格変動額 / 100 円 × (1 + 消費税率)

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2) 前項でいう基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、次のとおりといたします。

ア 基準平均原料価格(1トン当たり) 40,560 円

イ 平均原料価格(1トン当たり)

別表第1の5に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定した1トン当たりのLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入して10円単位といたします。)を基に次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格 = 1トン当たりのLNG平均価格

(備考)

1トン当たりのLNG平均価格は、ガス水道局に掲示いたします。

ウ 原料価格変動額

次の算式で算定した額とし、100円未満の端数を切り捨てた額といたします。

(算式)

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

9. 名義の変更

お客さま又は市が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は市は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更又は解約

(1) お客さまの申込み内容に変更がある場合、又は2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であってもこの契約を変更し、又は解約することができるものといたします。

(2) 市に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

11. その他

その他の事項については、小売供給約款を適用いたします。

附 則

この選択約款の実施期日

この選択約款は、令和4年9月1日から実施します。

別表第1 適用する料金表

1 早収料金の算定方法

早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

2 この表に定める額は、消費税等相当額を含む額です。

3 料金表1(冬期)

ア 基本料金	
1か月につき	1,650.00円
イ 基準単位料金	
1立方メートルにつき	94.93円

4 料金表2(その他期)

(1) 適用区分

料金表A：使用量が、0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B：使用量が、25立方メートルを超え、250立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C：使用量が、250立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表A

(ア) 基本料金	
1か月につき	550.00円
(イ) 基準単位料金	
1立方メートルにつき	117.26円

(3) 料金表B

(ア) 基本料金	
1か月につき	605.00円
(イ) 基準単位料金	
1立方メートルにつき	115.06円

(4) 料金表C

(ア) 基本料金	
1 か月につき	1,155.00 円
(イ) 基準単位料金	
1 立方メートルにつき	112.86 円

5 調整単位料金の適用基準

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。